

# 東京北区地域ユニオン規約

## 第 1章 総 則

### 第 1条 (名 称)

組合の名称は、「東京北区地域ユニオン」と称する。

### 第 2条 (事務所)

組合は、事務所を東京都北区王子3丁目9番12号に置く。

### 第 3条 (目 的)

組合は、団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的の向上と、働くものが住みやすい社会の実現を目指す。

### 第 4条 (事 業)

組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持・改善に関すること。
- (2) 組合員の福祉の増進と文化的地位の向上に関すること。
- (3) 労働協約の締結、改定および経営民主化に関すること。
- (4) 同一目的を有する団体との協力、提携に関すること。
- (5) 協賛制度の確立、共済事業の推進。
- (6) 地域での労働相談および組合への加入活動に関すること。
- (7) 組合の社会的、政治的な利害を実現する活動に関すること。
- (8) その他、目的達成に必要なことの一切。

## 第 2章 組合員

### 第 5条 (組合員)

東京北区地域ユニオンは、組合員と賛同団体組合員により構成する。組合員とは各企業、事業体に勤務する者をいう。賛同団体とは、趣旨に賛同し支援する立場の者をいう。いずれの組合員は執行委員会の承認を経て組合員とする。

ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 使用者および使用者側の利益を代表する者。
- (2) その他、組合が除外を適当と認める者。

### 第 6条 (権 利)

何人も、いかなる場合においても、人権・宗教・性別・門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

組合員、および賛同団体組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) この規約に基づき、すべての問題に参加し、均等の取り扱いを受ける権利。
- (2) 組合役員その他の代表によって選挙され、もしくは選挙する権利。
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利。
- (4) 組合役員および機関の活動の報告を求め、または批判し解任を請求する

権利。

(5) 懲戒処分について弁明し得る権利。

第 7 条 (義 務)

組合員および賛同団体組合員は、すべて次の義務を負う。

- (1) 規約および大会の議決に従い、機関の統制に服する義務。
- (2) 組合員および機関で決定したその他の賦課金を納める義務。
- (3) 規約に基づく各会議に出席する義務。
- (4) 組合の機密を漏らさない義務。

第 8 条 (加入の手続き)

組合に加入するには、組合の規約を承認し所定の加入申し込みに必要な事項を記載の上、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

第 9 条 (資格喪失)

- (1) 除名された時。
- (2) 脱退が認められた時。
- (3) 第 5 条ただし書きに該当した時。
- (4) 6ヶ月以上組合費を滞納した時。ただし、執行委員会が認めた場合はこの限りではない。

第 10 条 (脱退の手続き)

組合を脱退する時は、所定の脱退届けに必要な事項を記載の上、執行委員長に提出し執行委員会の承認を得るものとする。脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

第 11 条 (賛同団体)

- (1) 賛同団体代表者、またはそれにかかわるものは組合と同等の権利を有する。

### 第 3 章 機 関

第 12 条 (機関の種類)

組合に次の機関を置く。

- (1) 議決機関
  - ア、定期大会
  - イ、臨時大会
- (2) 執行機関
  - ア、執行委員会
- (3) 監査機関
  - ア、会計監査
- (4) 運営機関

地域・職場組織として、分会または、班を置くことができる。

第 13 条 (大 会)

大会は組合の最高議決機関であって、組合員および賛同団体組合員の投票または推薦によって選出された代議員によって構成する。代議員の選出方法は選挙管理委員会が別に定める。

第14条 (定期大会)

定期大会は、年1回を原則として9月に開催するものとし、執行委員会がこれを召集する。

第15条 (臨時大会)

臨時大会は次の場合20日以内に開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。

- (1) 執行委員会が必要と認めた時。
- (2) 組合員の3分の1以上から連署により理由を明らかにして要求があった時。

第16条 (告示)

大会の日時・場所・議題等は、開催の日から7日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第17条 (付議事項)

大会の付議事項は次の通りとする。

- (1) 運動方針の決定と経過報告の承認。
- (2) 規約の改廃。
- (3) 予算の決定および予算の承認
- (4) 労働協約の締結、改正、期開の延長
- (5) 同盟罷業権の確立。
- (6) 闘争資金の積み立ておよび使用。
- (7) 上部組織への加盟、脱退。
- (8) 組合員および賛同団体組合員の表彰および制裁。
- (9) 役員の選任および解任。
- (10) 組合の統合および解散。
- (11) その他、以上の事項に準じる重要な事項。

第18条 (定足数議決)

大会の定足数は代議員の過半数とし、委任状による参加はこれを認め、この規約に定める事項の他は出席者数の過半数をもって議決する。ただし、前条付議事項の中、(2)(5)については、代議員投票に基づく3分の2以上をもって決定し、(10)項については、その4分の3以上を持って決定する。

第19条 (議長)

大会の議長は、組合員および賛同団体組合員の中から立候補または推薦により選出する。

第20条 (執行委員会)

執行委員会は、大会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行する。

第21条 (構成と召集)

執行委員会は、正副執行委員長、書記長、会計、執行委員、特別執行委員をもつ

て構成し、執行委員長はこれを招集する。また、2ヶ月に1回は召集しなければならない。

第22条 (定足数と議決)

執行委員会は、過半数を持って成立し、出席者の3分の2をもって議決する。

第23条 (専門部)

執行委員会のもとに、次の専門部を置くことができる。

- (1) 組織部
- (2) 教育宣伝部
- (3) 調査部
- (4) 文化厚生部
- (5) ネットワーク部
- (6) 労働相談部
- (7) 政治共闘部

## 第4章 役員

第24条 (役員)

本組合に次の役員を置く

- (1) 執行委員長1名
- (2) 副執行委員長若干名
- (3) 書記長1名
- (4) 書記次長若干名
- (5) 会計1名
- (6) 執行委員若干名
- (7) 会計監査2名
- (8) 特別執行委員若干名

第25条 (職務)

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 執行委員長は本組合を代表し、業務を統括する。
- (2) 副執行委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 書記長は日常の業務を処理し、文書および記録の整理・保管に当たる。
- (4) 書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故がある時はその職務を代行する。
- (5) 会計は組合財政を司る。
- (6) 執行委員は各専門部を担当し、組合業務を執行する。
- (7) 会計監査は執行機関と独立して、本組合の会計を監査し定期大会に報告する。
- (8) 特別執行委員は組合の社会的、政治的な利害を実現する活動を遂行する。

第26条 (任期)

各役員の任期は、大会から時期大会まで年再選を妨げない。ただし、役員中に欠

員が生じたときには、原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の任期期間とする。

#### 第27条 (解任)

役員が任務を怠り、または機関の決定に反する行為をした場合は、組合員および賛同団体組合員の投票または推薦によって選出された代議員の過半数をもって解任することができる。

### 第5章 選挙

#### 第28条 (選挙管理委員の選出および職務)

選挙の公正を期するため選挙管理委員会を置く。この委員は3名とし、執行委員会が委嘱する。選挙管理委員は選挙に関する一切の職務を行う。

#### 第29条 (投票の方法)

各役員選挙は、組合員および賛同団体組合員の投票または推薦によって選出された代議員の直接投票によって選出する。

### 第6章 会計

#### 第30条 (経費)

- ① 本組合の経費は、組合費・賛同団体組合費・臨時組合費・寄付金およびその他の収入をもって当てる。
- ② 争議が解決した場合は、賠償・解決金等、の2割、即時職場復帰の場合は基本賃金(税引き後)1か月分の2割を東京北区地域ユニオンの会計に繰り入れることを、当事者との相談と承諾の上で行います。

#### 第31条 (組合費)

組合費および賛同団体組合費の月額、大会で決定するものとし、年間12ヶ月分を納入する。

ただし、組合員本人の事情により組合費を減免することができる。

尚、大会で必要と認められたときは、臨時に組合費を徴収することができる。

#### 第32条 (会計年度)

本組合の会計年度は、8月1日より翌年7月31日までとする。

#### 第33条 (会計報告)

- (1) すべての財源および使途、主要な寄付者の氏名ならびに現在の経理状況を示す会計報告は、組合費によって委嘱された者が正確であることの証明書とともに、少なくとも、毎年1回は組合員に公表されなければならない。
- (2) 会計帳簿は組合員からの請求があれば、いつでも公開しなければならない。

### 第7章 争議

#### 第34条 (同盟罷業権の確立とその行使)

- ① 同盟罷業権の確立は、組合員および賛同団体組合員の直接無記名投票によって選

出された代議員の直接無記名投票に基づいて過半数をもって確立されるものとする。

同盟罷業権の行使は、前記同盟罷業権確立に基づいて、執行委員会の議決を得て対象たる組合員の同意に基づいて実施されるものとする。

- ② 規約30条の②を、争議案件当該者が承認してから東京北区地域ユニオンは争議行為にかかわることとする。

#### 第35条 (争議・闘争委員会)

- (1) 執行委員会が必要に応じて闘争委員会を置くことができる。
- (2) 闘争委員会は執行委員会およびその闘争に必要と認めたものをもって構成する。
- (3) 闘争委員会の運営は執行委員会に準ずる方法とする。

### 第8章 賞 罰

#### 第36条 (表 彰)

組合員および賛同団体組合員で、組合発展のため功労のあった者または、他の規範となると認められる者は大会の決議によりこれを表彰することができる。

#### 第37条 (制 裁)

組合員および賛同団体組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の議決ならびに執行委員会の議決によって制裁を加えることができる。

- (1) 組合の規約または決議に違反した者。
- (2) 組合の統制を乱しまたは運営を妨げた者。
- (3) 組合の名誉を毀損した者。
- (4) 組合員の義務を怠った者。
- (5) その他、各号に準じる不適当な行為があった者。

#### 第38条 (制裁の種類)

制裁の種類は戒告・権利停止および除名とする。

#### 第39条 (制裁の手続き)

前条の制裁は、戒告および権利停止については執行委員会出席者3分の2または大会出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、制裁の決定前に必ず本人に弁明の機会を与えなければならない。

### 第9章 解 散

#### 第40条 (解 散)

本組合の解散は、すべての組合員および賛同団体組合員の直接無記名投票を行い、4分の3以上の賛成をもって決定し、大会の議とし直接無記名投票で出席代議員数の4分の3以上で決定する。

### 第10章 規約の改廃

#### 第41条 (規約の改廃)

本規約は、すべての組合員および賛同団体組合員の投票または推薦によって選出された代議員の直接無記名投票の3分の2以上の支持を得なければならない。

## 第11章 規約外の運用事項

### 第42条 (規約外の運用事項)

本規約に明記されていない不測で生じた問題は執行委員会で運用をはかり、次期大会で議案として提出し新たに規約に定めなければならない。

付則本規約は、2008年9月22日より施行する。

付則本規約第6章会計30条、第7章争議34条は、2013年10月16日より施行する。